

真岡市視聴覚教材及び視聴覚機材貸出規則

(趣旨)

第1条 この規則は、真岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有する視聴覚教材及び視聴覚機材（以下「視聴覚教材等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(視聴覚教材等の利用)

第2条 教育委員会は、視聴覚教材等を真岡市、益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町の区域内にある保育所、幼稚園、小学校、中学校その他の官公署、団体等（以下「借受者」という。）が教育目的のために利用しようとする場合に、これを貸し出すものとする。

(転貸の禁止)

第3条 借受者は、視聴覚教材等を転貸してはならない。

(使用制限)

第4条 借受者は、視聴覚教材等を興行、募金募集その他観覧料（これに準ずるものを含む。）を伴う催物に使用し、又は特定の政党若しくは宗教の宣伝に使用してはならない。

2 借り受けた映写機又は映画フィルムの使用者は、16ミリ映写機技術習得証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者でなければならない。

(借用申請)

第5条 借受者は、視聴覚教材等を借り受けようとするときは、視聴覚教材等借用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(貸出数及び期間)

第6条 視聴覚教材等の貸出しの数は、次のとおりとする。

(1) 映画フィルム、ビデオソフト等 1団体当たり原則として5本以内

(2) 映写機、ビデオカセットレコーダー等 1団体当たり1台

2 前項の視聴覚教材等の貸出期間は、7日以内とする。

(返納)

第7条 借受者は、定められた返還日に、視聴覚教材等を教育委員会に持参し、必ず点検を受けて返納しなければならない。

(報告)

第8条 借受者は、視聴覚教材等の利用について、その返納と同時に、視聴覚教材等利用報告書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(紛失破損の届出及び弁償)

第9条 借受者は、視聴覚教材等を紛失し、又は著しく破損したときは、視聴覚教材等紛失(破損)届(様式第3号)を教育委員会に提出し、その指示により始末書を提出し、又は紛失若しくは破損による損害を弁償しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

| | | | |
|-----|------|-----|---|
| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 |
| | | | |

視聴覚教材等借用申請書

年 月 日

真岡市教育委員会 様

借受者 住所

氏名

㊟

真岡市視聴覚教材及び視聴覚機材貸出規則第6条の規定により、次のとおり借用したく申請します。

記

| | | | | | | |
|--------|--------|----|-----------------|--------------|--------------|-----|
| 利用目的 | | | | | | |
| 利用会場 | | | | | | |
| 団体名 | | | 指導者又は 使用責任者名 | | | |
| 上映担当者名 | | | 技術修得証 明書番号 | 栃木県 第 号 | | |
| 使用映写機名 | | | 点検合格証 番号 | 栃木県 第 号 | | |
| 番 号 | 教材・機材名 | 数量 | 借 受 日 月 日 | 利 用 日 月 日 | 返 還 日 月 日 | 備 考 |
| | | | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | |
| | | | | | | |

様式第2号（第9条関係）

| | | | |
|-----|------|-----|---|
| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 |
| | | | |

視聴覚教材等利用報告書

年 月 日

真岡市教育委員会 様

借受者 住所

氏名

㊟

真岡市視聴覚教材及び視聴覚機材貸出規則第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

| | | | | | | | | | |
|--------------|-----|-------|------------|----|-----------------------------------|---|-------|---|--|
| 利用月日 | | | | | 利用会場 | | | | |
| 教 材 名 | | 利用の状態 | | 番号 | 機 材 名 | | 利用の状態 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 利用者層別 | | 総数 | | | 名 | | | | |
| 内 訳 | 幼 児 | 名 | 高・大 学 生 | 名 | 成人女 | 名 | 高齢者 | 名 | |
| | 小学生 | 名 | 青 年 | 名 | ※青年欄には、青年団体などに所属する 青少年を記入すること。 | | | | |
| | 中学生 | 名 | 成人男 | 名 | | | | | |
| 教材利用による学習の概要 | | | | | | | | | |

様式第3号（第10条関係）

| | | | |
|-----|------|-----|---|
| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 |
| | | | |

視聴覚教材等紛失（破損）届出書

年 月 日

真岡市教育委員会 様

借受者 住所

氏名

㊞

真岡市視聴覚教材及び視聴覚機材貸出規則第10条の規定により、提出します。

記

| | | | | | |
|--------------|---------|-----------------|-----------|-------------------|--|
| 番 号 | | 教材名 | | 機材名 | |
| 事 故 の 種 類 | | | 紛失（破損）の日時 | | |
| | | | 紛失（破損）の場所 | | |
| 当 時 の 状 況 | | | 原 因 | | |
| | | | | | |
| 応 急 処 置 | 修 理 箇 所 | 取 扱 （ 技 術 ） 者 名 | | 技 術 習 得 証 明 書 番 号 | |
| | | | | 栃木県 第 号 ㊞ | |